

みなみそうまし ぱーとなーしつぷ ふぁみりーしつぷ せんせいせいど
南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

そあん
(素案)

みなみそうまし
南相馬市

1 制度の名称

「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」

2 制度の概要

○「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は、「ともによりそい・はぐ

くむ南相馬市人権条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認

め合う社会の実現を目指し、パートナーシップ関係にある性的少数者等の社会

生活上の生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方により添うこと

を目的とする。

○本制度は、同性パートナーに限定しない制度であり、性別等にかかわらず、LGB

TQ等パートナーの二人や現行法下では婚姻していない事実婚のパートナーの

二人も利用できるものとする。

○パートナーシップにある二人に、子や親がいる場合、ファミリーシップの宣誓をする

ことができるものとする。

○パートナーの二人が、パートナーシップまたはファミリーシップにあることを宣誓し

た宣誓書を提出し、市長は、受領証明書及び証明カードを交付する。

○法律上の婚姻とは異なり、本制度により法的な効果を生じさせるものではない。

3 用語の定義(要綱で規定)

(1) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に扶助し合うことを

やくした2人に、かんけい
約した2人の関係をいう。

(2) ファミリーシップ

パートナーシップのばーとなーしゅぷ関係かんけいにある者が、一方又は双方の子いっぽうまた そうほう こ(実子又は養子じっしまた ようしをいう。)

又は当該パートナーシップまたにある者の親とうがい(養親ばーとなーしゅぷを含む。)もの おや ようしん ふくむとの家族かぞくとしての関係かんけいをいう。

(3) 宣誓

パートナーシップ又はファミリーシップばーとなーしゅぷ また ファミリーシップ関係かんけいにあることを市長しちょうに対して誓うたいしてちかうことをいう。

4 制度の対象者の要件

(1) パートナーシップ宣誓制度

① 双方が成年そうほう せいねんに達していること

② いずれか一方が、市内いっぽうに住所しないを有じゅうしょしている又は本市ゆうして また ほんしへの転入てんにゆうを予定よていしていること

③ 配偶者はいごうしやがいないこと

④ 他の方ほかとパートナーシップほう ばーとなーしゅぷの関係かんけいにないこと

⑤ 民法みんぽうで定めさだめられている近親者きんしんしやでないこと

(2) ファミリーシップ宣誓制度

上記じょうきパートナーシップ宣誓制度ばーとなーしゅぷ せんせいせいどの要件ようけんを満みたたすパートナーシップす ばーとなーしゅぷにある者ものの子こ

及び親およびおやで同意どういが得えられていること。子こはパートナーばーとなーの少すくなくなくとも一方いっぽうと生計せいけいが同一どういつ

であること。

5 手続きに必要な書類

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書ばーとなーしゅぷ ファミリーシップ せんせいしょ(市しが定めるさだめるようしき)様式

- (2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書(市が定める様式)
- (3) 住民票の写し(市内への転入を予定している場合は、転出証明書の写し)
- (4) 戸籍抄本(当事者が外国籍の場合は、外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文)
- (5) ファミリーシップ宣誓をする場合には、対象者との関係を確認できる書類
- (6) ファミリーシップ宣誓をする子にあっては、双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類
- (7) 通称名を使用する場合は、当該通称名を日常的に使用していることが確認できる書類
- (8) 本人確認書類(提示)
- マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等官公署が発行した顔写真付き証明書等

6 市が交付する書類等

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ証明カード
- (3) パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード

7 市が交付する書類等の記載事項

- (1) 双方の氏名又は通称名
- (2) 双方の生年月日

- (3) 子・親の氏名
- (4) 子・親の生年月日
- (5) その他(交付番号、交付年月日、宣誓年月日、市長名)

8 市が交付する書類等の再交付の手続き

紛失、毀損等により受領証又は証明カード(以下「受領証等」という。)の再交付を

必要とするときは、再交付申請書により、再交付を申請することができる。

9 市が交付する証明書又は証明カードの返還

以下の場合、返還届に受領証等を添えて返還しなければならない。

- (1) パートナーシップ関係が解消されたとき
- (2) パートナーが死亡したとき
- (3) 双方がともに市外へ転出したとき
- (4) 受領証等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき
- (5) 宣誓書又は確認書の内容に虚偽があったとき

10 市が交付する書類等の記載事項の変更手続き

以下に該当する場合は、変更の要件を証する書類を添えて内容変更届を提出

するものとする。市は変更後の証明書等を交付する。

- (1) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき
- (2) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき
- (3) 宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき

- (4) あらた ふぁみりーしゅぷたいしゅしや ついか
新たにファミリーシップ対象者を追加するとき

11 てつづき ながれ 手続きの流れ

- (1) じぜんよやく
事前予約

でんわ せんせいにちじ よやく
•電話で、宣誓日時の予約

せんせい にちじ ちようせい けつてい
•宣誓する日時を調整して決定

- (2) ぱーとなーしゅぷ ふぁみりーしゅぷ せんせい
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

うけつけばしょ せんせい おこなう ぱーとなー ふたり らいしょ
•受付場所に宣誓を行うパートナーの二人で来所

うけつけばしょ ひつようしるい そえて しょてい ようしき ぱーとなー ふたり じしょ
•受付場所で必要書類を添えて、所定の様式にパートナーの二人で自署

じしょ かた べつとたいおう
•自署できない方は、別途対応

- (3) じゅりょうしやうとう こうふ
受領証等の交付

せんせい ひ 5にちていど どにち しゅくじつ ねんまつねんし のぞく こうふ
宣誓日からおおむね5日程度(土日、祝日、年末年始を除く)で交付